# 官民の人材交流の範囲を定める政令 （平成二十年政令第三百九十二号）

国家公務員法（以下「法」という。）第十八条の五第二項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

* 一  
  法第七十九条の規定による休職であって、次に掲げるもの
* 二  
  法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第四条第三項又は第十一条第一項の規定による派遣
* 三  
  競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十一条第一項に規定する特定退職
* 四  
  国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二条第二項に規定する民間企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）に現に雇用され、又は雇用されていた者の職員への法第三十六条第一項ただし書の規定による採用
* 五  
  国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第四項に規定する交流採用
* 六  
  一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第三条の規定による採用
* 七  
  一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第三条の規定による採用

# 附　則

この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）の施行の日（平成二十年十二月三十一日）から施行する。

# 附則（平成二七年三月一八日政令第七四号）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成三一年一月一七日政令第四号）

この政令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年一月十七日）から施行する。